

陳述要旨

今井敬彌（2012.10.15）

3, 11 原発大事故から1年7ヶ月たちました。国際評価尺度レベル7（過酷事故—シビア・アクシデント）に達した大事故は、福島の人達を「避難指示」等で故郷から追い出し、その数は16万人に達し、隣りの新潟県には、6300人が避難しました。

この深刻な事態に対し、2011年3月31日、これまで自民党政権の原子力発電政策に協力してきた青木芳郎元原子力安全委員会委員はじめ16名の専門学者らは、「福島原発事故についての緊急提言」を発表し、国民に謝罪しました。

私は、1979（昭和54）年、柏崎刈羽原発に対する第一次裁判の提起から参加し、控訴審以降は団長として30年間従事してまいりましたが、当時の活動をふりかえると、原発推進学者の謝罪などは考えられないことでした。

これら原発推進学者らは、被告東電らと所謂「原子カムラ」を形成してきた人達であり、2002年9月に週刊誌にはじめて暴露されました。原発稼働の半世紀の間、彼らはどのような証言や公的発言をしてきたのでしょうか。

1) 1977年から原子力安全委員長に就任の内田秀雄氏は、四国電力の伊方原発裁判で国側証人として出廷し、「ECCS（緊急炉心冷却装置）は着実に作動するので、炉心溶融は起らない」と証言しました。これは、1973年に大阪弁護士会有志の手弁当による最初の裁判でした。

2) 2011年から原子力安全委員長になった斑目春樹氏は、2007年2月、中部電力浜岡原発の訴訟に出廷し、全電源喪失を想定しないのかの質問に対し、「割り切りだ」と答弁し、3, 11の直後、菅首相から水素爆発はないのかの質問に対し、「ない」と断言しています。

3) 2006年から原子力委員長の鈴木篤之氏は、「電源喪失の事態に備えてこなかったことは正しくなかった」と2011年4月6日の衆院経済産業委員会で謝罪し、参考人の斑目氏や寺坂原子力安全・保安院長も陳謝しました。

4) 元原子力安全委員長の松浦祥次郎氏は、かつて、原発は隕石の落下による直撃だけは対応できない、と安全への自信をみせていました。

5) 他方、原子力業界から600万余円受領している山名京大教授は、昨年12月、朝日新聞に登場し、大島立命館大教授が、「<原発は市場経済の中で成り立たない技術だ>というのに対し、日本の原子力で<エネルギーは安定し、みんな恩恵を受けてきた>とお金の効用か、福島の人々の悲惨をかえりみず、原発継続を訴えています。

6) 日本原子力学会長田中知教授は、2012年3月「原発は退場すべきか」（朝日新

聞) で、吉岡九大副学長の退場賛成に対し、福島事故はいくら反省してもしきれないが<だからといって原子力発電がだめだということではない。原子力は人類が扱える技術だと思う>と、反省を口にしながら、あくまで原発推進を叫んでおり、この人の思考回路を探ってみたくになります。

さて、安富歩教授は「原発危機と東大話法」(2012年明石書店)で、原発推進学者の傍観者の論理と欺瞞の言語を明らかにしてくれました。

7) 関村直人東大教授は、3月12日の1号機の爆発のあった時、テレビで爆発の映像が映されているのに<爆発的事象>と言い、格納容器は壊れているのに<格納容器の健全性は保たれている>と言い続けました。これは「原子力安全欺瞞言語」といい、専門家が自分を騙すために用いるのだといいます。

8) 大橋弘忠東大教授は、2005年12月の玄海原発三号機プルサーマル計画の安全性

についての公開討論会で、批判派の小出裕章京大助教に対し、賛成の立場で参加しています。彼は、プルトニウムの毒性について、水に溶けないため飲んでも排出されるというが、プルトニウムの微粒子がチリに付着し吸い込むと肺胞に付着し定着する危険性がある。又、格納容器の破壊について専門家になればなる程、壊れるなんて思えないという。そのような事故は「想定不適當事故」だということです。安富氏はこれこそ原子力業界の欺瞞言語の本質を示すと指摘します。

原発推進学者のおそろしさがわかりますが、本年の科学技術白書を見れば、科学者を信頼する国民の割合が事故後大幅に下がっている報告を知り、うなずけます。

本年1月元旦、著名な哲学者梅原猛は朝日新聞で、3, 11大事故は文明災だと喝破されました。たいへん意義深い言葉だと思います。

我が国と同じ国内資源に恵まれず、技術立国のドイツ・メルケル政権では、この事故後

の 4 月、「安定したエネルギー供給のための倫理委員会」を設け、原子核工学者を除く産業界、労組、学界、宗教界、政界から選任された委員会は 5 月 30 日「ドイツにおけるエネルギー転換—未来のための共同の仕事」と題する報告書を提出し、政権は 6 月、2022 年までに脱原発をする決定をしました。

原発問題を倫理面から迫り、原発のかかえるリスクを人類が制御できるかを問うています。又、「核のゴミ」の最終処分については、脱原発であろうがなかろうが解決されなければならない、それは大きな倫理的義務であると述べています。使用済み核燃料は取り出したあと、数年は冷温状態におかなければならず、フィンランドのオンカロ最終処分場建設では地下 500 メートルに貯蔵されるという。しかし、放射能の半減期は十万年であるから、その間に必ず氷河期が来るでしょう。その時、人間は人類は存在しなくなる可能性が大きいのです。本年 9 月、学会議が使用済み核燃料

（高レベル放射性廃棄物）の地中最終処分を撤回し、それら廃棄物の総量規制をすべきとの提案は重大です。原発にはこれほど大きな問題をかかえており、原子核工学者はこれに答える倫理的義務があるのです。

有史以来の大災害で、政府は、原子力災害特別措置法にもとづき、原発基地から半径 20 キロ圏の住民に避難指示を出し、警戒区域の指定で立ち入り禁止としました。双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、浪江町が含まれ、概算すると、409,57 平方キロメートルとなり、これだけの国土が失われたこととなります。本件原告佐藤定利さん、緑川敦子さんも故郷を追われたひとりで、被告東電はまずもってこの人々に謝ってください。

野田政権が実施した意見聴取会やパブリックコメントで、国民の過半数が脱原発を望んでおり、政権は九月、2030 年代に原発稼働ゼロを目指す新しいエネルギー政策を決定しました。

裁判所はこれらを十分勘案しながら、本件
審理を進めて行かれることを切望します。

以上